平成２２年（フ）第１９２号
鹿児島県薩摩川内市山之口町4514番地１　センチュリー21―306号室、前住所鹿児島県薩摩川内市限之城町215番地４　自衛隊宿舎２―22
債務者　久野由香里（旧姓久保）
１　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
鹿児島県阿久根市波留980番地
債務者　松竹　満子
１　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第５６２号
沖縄県那覇市具志２丁目28番32号スカイドミール205
債務者　玉城まゆみ（旧姓立津・上口・照屋・松田）
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５６５号
沖縄県浦添市字経塚528番地　ガーデンハイツ306
債務者　石川　晋司
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第６９３号
岩手県北上市幸町７番４号　コーポピース１―Ａ号、旧住所岩手県北上市九年橋１丁目６番37号
債務者　佐藤　　賢
１　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７２６号
岩手県北上市大堤北２丁目２番４―103号　県営大堤アパート
債務者　佐藤　ソノ
１　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７５６号
盛岡市浅岸３丁目５番18号　メゾン柿木平102号、旧住所岩手県奥州市水沢区泉町２番14号
債務者　野々村武浩
１　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１８５２号
仙台市若林区沖野３丁目２番24号
債務者　伊藤　孝子
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５７号
宮城県黒川郡大和町吉岡南２丁目12番地の７　エクウェルハイツ201
債務者　高橋　孝司
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７０号
仙台市太白区鹿野本町２番５―802号
債務者　及川　　恵
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７５１号
茨城県水戸市南町３丁目２番37―601号　水戸スカイハイツ
債務者　小船　克己
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７５８号
茨城県東茨城郡茨城町大字前田1707番地193
債務者　金田リエこと　李　　鋼連
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７６４号
茨城県常陸大宮市盛金2361番地の５
債務者　益子きぬ子
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７７６号
茨城県水戸市大塚町1863番地の195　コンチェルトハウスＢ棟102号
債務者　加藤　早苗
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７８３号
茨城県ひたちなか市平磯町152番地６　平磯住宅５－３－２号
債務者　長島美智代
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７８６号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅806棟１－１号
債務者　磯野サト子
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７９９号
茨城県小美玉市川戸987番地51
債務者　平田　静治
１　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
水戸地方裁判所